

公益財団法人日本アイスホッケー連盟アスリート委員会規程

(総則)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）のアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。
- 2 委員会は、本連盟定款第39条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、協議事項等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

- 第2条 委員会は、アイスホッケー（インラインホッケーを含む。以下同じ。）に関連する事案について、本連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにアイスホッケーの普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。
- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関すること
 - (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
 - (3) オリンピック・ムーブメントの推進活動に関すること
 - (4) 初心者やジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
 - (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
 - (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
 - (7) アイスホッケーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
 - (8) 連盟主催事業に協力し、アイスホッケーの普及発展に寄与すること
 - (9) JOCアスリート委員会との協力・連携に関すること
 - (10) SNSの活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関すること
 - (11) その他選手に関すること

(構成)

- 第4条 委員会は、アイスホッケーの現役アスリート男女各3名、インラインホッケーの現役アスリート男女各1名並びにアイスホッケーのアスリート経験者男女各1名の10名で構成される。
- 2 委員会は、男女同数とし、委員長1名を置く。

(委員の資格)

- 第5条 現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、本連盟の会員登録者のうち、本連盟主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。
- 2 アスリート経験者は、本連盟の会員登録者で、本連盟主催競技会又は国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。
- 3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(委員の選任)

第6条 委員は、立候補と推薦による候補者の中から選任される。

- 2 アスリート委員会は、任期満了の3か月前までに6名の選考委員を選び、この6名で構成する選考委員会が次期アスリート委員を選任する。
- 3 選考委員会は、アスリート委員4名(男女各2名)、外部委員1名、本連盟事務局員1名で構成する。但し、最初のアスリート委員会の委員を選任する場合に限り、倫理委員長、総務委員長、育成委員長、インライン委員長、強化委員長及び本連盟事務局員1名の6名により選考委員会を構成する。
- 4 選考委員会は、結成後速やかに、アスリート委員になる資格を持つ者に選考委員会の設置を周知する。
- 5 アスリート委員に立候補を希望する者は、当期委員の任期満了の2か月前までに、選考委員会に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員候補を推薦する者は、被推薦者の了解を得た上で選考委員会に対して書面で推薦する。
- 6 選考委員会は、次期アスリート委員選任後、速やかに理事会に報告する。
- 7 委員に欠員が生じた場合は、上記4項から6項までを準用する。
- 8 委員長は、理事会で決定し、委員長及び委員は会長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員長又は委員が補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまではその職務を行う。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、半期毎に1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第9条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規程は、令和2年6月28日から施行する。